

9 / 13 (火) の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 9月13日(火) 10時00分

発表項目 (行事名)	アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度(案)に係るパブリックコメントの実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度(案)について、道民の皆様からのご意見を募集するパブリックコメントを実施いたします。</p> <p>【パブリックコメント概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙「意見募集要領」により実施</li> <li>・実施期間 令和4年(2022年)9月13日(火)から 令和4年(2022年)10月14日(金)まで</li> <li>・観光局のホームページに掲載 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/126394.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/126394.html</a></li> <li>・行政情報センター、各総合振興局及び振興局の行政情報コーナー、観光振興課において閲覧及び配布を実施</li> </ul>		
参考	<p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見募集要領</li> <li>・アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度(案)の概要</li> </ul>		

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	<p>経済部観光局観光振興課(AT調整)(担当者:主幹 古俣)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-206-6944</p>
-------------	--

# 道民意見提出手続の意見募集要領

令和4年(2022年)9月13日

- 1 計画等の案の名称  
アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度(道案)
- 2 参考資料の名称  
(1) 北海道アウトドア活動振興条例
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法  
(1) 北海道のホームページへの掲載  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/126394.html>)  
(2) 以下の場所での閲覧及び配付  
ア 北海道経済部観光局観光振興課(道庁9F)  
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)  
ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間  
令和4年(2022年)9月13日(火)～令和4年(2022年)10月14日(金)
- 5 意見等の提出方法及び提出先  
(1) 郵便 〒060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部観光局観光振興課(AT調整)  
(2) ファクシミリ 011-232-4120  
(3) 電子メール [kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp)  
※メールの場合、件名を「【パブリックコメント】」にしてお送り下さい。
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和4年(2022年)12月頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他  
(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。  
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。  
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。  
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。  
(5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。  
(6) 提出された意見については、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。意見に対して、個別に回答を致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。  
(7) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先  
北海道経済部観光局観光振興課(AT調整)  
電話：011-206-6944

## アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度の創設について（案）

### <制度の概要>

趣 旨	<p><b>目標：国際的にも評価される、誘客効果の高い、稼げるガイド制度として強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ATにおいて求められる幅広くかつ質の高い役割を果たすことができる、新たなガイドの認証制度を創設（2023年度から試行開始）</li> <li>制度の周知や人材育成・確保等の取組を総合的に推進</li> </ul>
考 え 方	<p>北海道アウトドアガイド制度を土台に対象分野の拡大（ヨコの広がり）や質の高いガイド能力の向上（タテの広がり）を図る。</p>
アクティビティガイド分野拡大（ヨコの広がり）	<p>民間資格と連携、既存制度の5分野（自然、山岳、カヌー、ラフティング、トレイルライディング）に加え、次の分野を追加（拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイクリング</li> <li>○ スタンドアップパドルボード（SUP）</li> <li>○ オフピステ（サイドカントリー）</li> <li>○ バックカントリー</li> </ul>
スルーガイドの新設	<p>自身もツアーに参加し、顧客管理を担い、ツアー参加者とアクティビティガイドを含めた地域関係者及び旅行会社等との橋渡しを行うコーディネーターを新設</p>
能力向上（タテの広がり）	<p><b>技術等の保証（要件化）：</b>以下の2つの要件を充足した者をガイドとして認証</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 道アウトドアガイド資格 又は ①' 民間資格等+道アウトドア検定</li> <li>② 技術能力基準（分野毎・日数）</li> </ol> <p><b>高付加価値化：</b>アドベンチャートラベルガイドスタンダード（ATGS）の5つの中核能力に対応した資格の取得等の状況を確認 ⇒ 対外的に表示</p> <p><b>市場評価：</b>顧客推奨度（NPS）調査・旅行会社等による評価制度を導入</p>

